

# 院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記のとおりです。

## 指定医療機関に関する事項

当院は、以下の指定医療機関になります。

- 厚生労働大臣の定める基準に基づく保険医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- 生活保護法指定医療機関  
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
に基づく指定医療機関
- 原子爆弾被害者一般疾病医療機関

## 九州厚生局への届出事項

以下の施設基準に適合するものとして九州厚生局長に届出を行なっています。

施設基準名称	届出受理年月日	届出受理番号	備考
機能強化加算	令和4年4月1日	(機能強化)第403号	
時間外対応加算	平成24年4月1日	(時間外1)第46号	
有床診療所入院基本料	令和4年4月1日	(診入院)第34号	病床区分：一般 病床数：19床 区分：入院基本料1 加減算区分： 医師配置加算1 看護補助配置加算： 看護補助配置加算1 夜間の緊急体制：有 看護配置加算： 看護配置加算1 夜間看護配置加算： 夜間看護配置加算2 看取り加算：有 有床診療所急性期患者 支援病床初期加算：有 有床診療所在宅患者 支援病床初期加算：有
別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所	令和4年4月1日	(支援診3)第651号	
がん治療連携指導料	令和24年7月1日	(がん指)第201号	
在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料	平成27年9月1日	(在医総管)第616号	
CT撮影及びMR撮影	平成28年7月1日	(C・M)第471号	撮影に使用する機器： 16列以上64列未満の マルチスライスCT
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	平成26年4月1日	(胃瘻造)第62号	
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成26年4月1日	(胃瘻造嚥)第31号	
酸素の購入単価	令和6年4月1日	(酸素)第45024号	大型ボトル 算定単価:0.42円 小型ボトル 算定単価:2.36円

## 入院基本料に関する事項

- 有床診療所入院基本料1の看護要員の配置に係る情報

当クリニックには、看護職員が7人以上勤務しています。

- 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算

当クリニックでは、夜間に緊急の診療が必要となった場合、次の医師  
で対応します。

上原 孝一郎      宮崎 俊明      上原 悠也

## 保険外負担に関する事項

### 特別療養環境の提供

入院にあたり、特別室の利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。

個室（210号室）	1日 5,000円
個室（211号室・212号室）	1日 4,000円
個室（201号室）	1日 3,000円
個室（202号室・203号室・206号室）	1日 2,000円

詳細につきましては、受付までお問い合わせください。

## 明細書の発行状況に関する事項

当クリニックでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で自己負担のない方においても発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は事前に受付窓口へお申し出ください。

## 夜間早朝等加算に関する事項

当クリニックでは、平日および土曜日の午前(8:30~12:30)、午後(14:30~18:00)を診療時間と定めております。厚生労働省の定めた規定により、土曜日14:30~18:00は夜間早朝等加算50点を診察料に加算させていただきますので、ご了承ください。

また、当クリニックが標榜している診療時間以外に受診された場合は、時間外加算(時間外・深夜・休日加算)が適用されます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 時間外対応に関する事項

当クリニックでは、継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、原則として当クリニックにて、常時対応できる体制を取っております。

夜間・休日などの緊急時においては、

Tel 099-275-0010 上原クリニック までご連絡をお願い致します。

## オンライン資格確認に関する事項

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

正確な情報の取得・活用のため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

## 生活習慣病管理料に関する事項

国の定める診療報酬の改定により、**高血圧、糖尿病、脂質異常症**の治療で通院中の患者さんは、これまでの特定疾患療養管理料が6月から生活習慣病管理料に変更になります。

変更に伴い、窓口負担額が上がる場合がございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、当院では患者さんの状態に応じ、28日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

## かかりつけ医としての取り組みに関する事項

当クリニックでは、かかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- 必要に応じて「専門医・医療機関」をご紹介します。

気になる症状、当クリニックで治療を受けているもの以外の疾患の不安があれば、  
専門医療機関をご紹介しますので、医師または窓口へお申し付けください。

- 健康診断の結果等について、健康管理の相談へ対応いたします。

健康診断の実施や診断後の結果についても、ご相談ください。

- 介護保険や福祉サービスのご相談へ対応いたします。

状態や状況に応じて、介護保険の申請や介護サービスのご案内を行います。

- 他の医療機関の受診状況や他で処方されているお薬の内容を確認し、  
当クリニックでの診察や処方に対応させていただきます。

- 予防接種のご相談へ対応いたします。

予防接種の実施状況を把握し、予防接種の実施への相談をお受けいたします。

- 夜間・休日 などの緊急時のお問い合わせへの対応を行っています。

Tel 099-275-0010 上原クリニック までご連絡をお願いいたします。

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、  
かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

# 個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

当院では、患者様への安全で適切な医療を提供するよう努めております。

「患者様の個人情報」につきましても、適切に保護することが重要な責務であると考えております。以下のとおり患者様の個人情報保護に関する方針を定め、全職員に周知徹底を行い、個人情報保護に努めます。

## 1. 個人情報の収集、利用及び提供について

患者様への安全で適切な医療を提供するために、必要な範囲で個人情報を収集いたします。その利用については、あらかじめ利用目的をお知らせし、その範囲を超えた利用及び第三者

\*1への提供は、以下の場合を除き原則いたしません。

- 事前に患者様の同意をいただいている場合
- 個人が識別できない状態に加工 \*2してから利用する場合
- 法令等に基づく場合や生命、身体等の保護が優先される場合

## 2. 個人情報の安全管理について

患者様の個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。

また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどに対する適切な情報セキュリティ対策を実施し、個人情報の安全管理に努めます。

## 3. 個人情報の開示、修正等

患者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の開示手順に従った対応をいたします。また、訂正や利用停止を求められた場合も、調査を行い適切に対応いたします。

## 4. 関係法令及びガイドンス等の遵守

当院は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令、ガイドンス、その他の規範を遵守するとともに、継続的な改善が図られるよう取り組んでまいります。

## 5. 問い合わせ窓口

本方針に関するご質問や個人情報のお問合せ等につきましては、受付にてお受けいたします。

\*1 第三者とは、情報主体および受領者(事業者)以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

\*2 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

※ この方針は、患者様のみならず、当院の職員および当院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取り扱いします。

# 当院では、以下の利用目的により患者様の 個人情報を取得し、取り扱っています

## 当院での患者様の個人情報の利用目的

(当院の患者様の個人情報の主たる利用目的)

- 当院が患者様に提供する医療サービスのため
- 医療保険事務のため
- 患者様に係る当院の管理運営業務のうち、入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告、患者様の医療サービスの向上などのため

(当院内での管理運営業務における利用目的)

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として
- 当院内において行われる学生の実習への協力のため
- 当院内において行われる症例研究等のため

なお、以下のような場合、その必要に応じ患者様の情報を、他の医療機関や家族の方等へ情報提供に利用する場合があります

- 適切な医療サービスを提供するため
  - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - ・ 他の医療機関等からの照会への回答
  - ・ 患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・ 家族等への病状説明
- 医療保険事務に関連
  - ・ 保険事務の委託
  - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合、事業者等へのその結果の通知医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 外部監査機関への情報提供
- 臨床研究・治験を実施する場合、もしくは臨床研究・治験を実施するか否かを判断する目的で行う、患者様の現在及び過去のカルテ(診療録)の調査

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。その事項につきまして、あらかじめ事前同意の確認を求めることができます(法律に基づく情報提供の場合は、お申し出をお受けできない場合があります)

※ 特にお申し出がない場合は、同意をいただけたものと致しますこと、あらかじめご了承ください。